

中央教育審議会大学分科会「我が国の高等教育の将来像

(中間報告)(案)」に対する意見

2004年12月2日

公立大学協会

標記「我が国の高等教育の将来像」については、平成16年10月14日の第42回大学分科会において「審議の概要」版に対する意見表明を行ったが、今回「中間報告(案)」版が示されたので、重ねて意見を述べたい。

1 公立大学の役割に関する記述について

公立大学は教育・研究のみならず、地域貢献をその重要な使命・役割の一つとしているところであるが、公立大学の役割を「地域」のみに限定していると感じ取られかねない表現は適当でなく、その記述にご配慮を願いたい。

地域への貢献については、公立大学協会においても、地域貢献推進特別委員会を設け研究・開発を進めるなど、その重要性を十分に認識しているところである。しかしながら、もっぱら「地域への貢献」、「特定地域における高等教育機会の提供」、「地域社会の要請を踏まえた機能」のみを強調すること(40~41頁)は、公立大学の役割を「地域」に限定していると受け取られる危険がある。

公立大学の中には、地域の特性に立脚しつつ「知識基盤社会」を支える知の共同体として、必ずしも特定の役割に特化せず、高度の研究に支えられた良質の教育を提供し、その存在意義を示しているものもある。また、学術研究(特に自然科学)は国際的、普遍的性格を志向するものであり、研究対象、教育素材を「地域」に求める場合にも、高い質の研究と教育として普遍化する営為である。こうした良質な教育・研究を通じて、大学の地域貢献は実を結ぶものとする。

「中間報告(案)」は、基本的には大学が「固定的な『種別化』ではなく、「緩やかに機能別に分化していく」という考え方を提示している(19頁)が、公立大学についても、そのことと矛盾しないよう、記述においてご配慮を願いたい。

2 地方交付税への適切な言及について

「公立大学協会の意見」(平成16年10月14日)の末尾に掲げたように、「公立大学は地域における知の拠点として、社会・経済・文化の発展に欠かすことのできない存在であり、今後とも地方交付税において適切に措置される必要がある。」という趣旨に、あらためてご配慮を願いたい。

「中間報告(案)」における「第3章 高等教育の将来像に向けて～中期的な施策の方向性～」(50~52頁)の「高等教育への財政的支援」の項において、地方交付税について言及がないほか、「高等教育機関の多様な機能に応じた決め細やかなファンディング・システム」(44~45頁)においても同じく言及されていない。適切な言及が必要であるとする。

(以上)